平成２３年（フ）第８８４号
埼玉県飯能市八幡町15番６―702号
破産者　熊谷　孝雄
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３６号
富山県氷見市鞍川2919番地
破産者　西　　克広
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３８４０号
大阪府箕面市坊島４―９―10―305、開始決定時の住所大阪府豊中市上野西３丁目18番８号
破産者　奥田　耕三
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７８号
大阪府高槻市野見町６番54号、開始決定時の住所大阪市北区天満３丁目４番21号
破産者　井上メリヤスこと　井上晃太郎
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４６号
兵庫県西宮市田代町19番６―502号、前住所兵庫県西宮市樋之池町６番９―208号
破産者　鈴木　　信
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９８号
大阪府松原市松ケ丘１丁目５番27号
破産者　砂田　　豊
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
神戸市須磨区北落合１丁目１番318―504号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目52番地の14
破産者　島本　昭彦
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５１号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番531―401号
破産者　中田　　実
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５２号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番531―401号
破産者　中田　友子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０９号
兵庫県川西市加茂１丁目５番11号、前住所大阪府豊能郡能勢町平通101番地の605
破産者　林　　政明
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１２号
兵庫県西宮市名塩ガーデン11番21号、開始決定時の住所兵庫県西宮市堤町２番44号
破産者　堀田　智子（開始決定時姓喜多）
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目１番31号、住民票上の住所兵庫県尼崎市梶ヶ島11番９号
破産者　西本　義彦
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１００号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目12番23―303号
破産者　藤川　秀人
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６０号
北海道美唄市字チャシュナイ1016番地42　茶志内町本町
破産者　土門　政雄
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５１９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目26番１号　Ｐｅｎｔａ・Ａｉｍａｂｌｅ901号
破産者　山田　義治
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
新潟県小千谷市上ノ山４丁目３番49号
破産者　川井　勝彌
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係